

令和 5 年度第 1 3 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 5 年 1 0 月 1 0 日
 担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 3〕

① 件 名
職員の高齢者部分休業について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本年 4 月、地方公務員法の改正に伴い、本市職員の定年年齢を段階的に引き上げ、令和 1 3 年 4 月には 6 5 歳とすることとしているほか、組織全体としての活力の維持や高齢期職員の多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任等や定年前再任用短時間勤務の制度を導入した。</p> <p>このような中、国から、高齢期職員の肉体的、精神的又は家庭の事情などの諸事情への対応として、高齢者部分休業制度の活用を求められている。</p> <p>【目的】</p> <p>高齢期職員の部分休業の取得を可能とし、多様な働き方のニーズに対応する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 4 月 石巻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例施行（職員の定年引上げ制度等を施行）
⑤ 主な内容
<p>1 制度概要</p> <p>公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員からの申請に基づき、1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で 5 分を単位に部分休業の取得を承認するもの。</p> <p>2 対象職員</p> <p>一般職の職員（任期の定めのない常勤職員に限る。）で、年齢が 5 5 歳以上の者 ※労務職員も対象とする。</p> <p>3 取得可能期間</p> <p>5 5 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後で職員が申請した日から定年退職日までの間</p> <p>4 部分休業期間中の給与</p> <p>(1) 給 料 勤務しない時間について無給とする。 (2) 期 末 手 当 部分休業期間の 2 分の 1 を在職期間から除算する。 (3) 勤 勉 手 当 部分休業期間の全期間を除算する。 (4) その他手当 勤務しない時間や日数に応じて減額する。</p> <p>5 退職手当の取扱い</p> <p>退職手当の算定において、部分休業期間の 2 分の 1 を勤続期間から除算する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>高齢期職員の仕事と生活が調和・充実することにより、組織全体としての活力の維持が図られる。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
宮城県、松島町、石巻地方広域水道企業団において、制度導入済み
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について 提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）
⑨ その他